

室長

室員（スタッフ）

## 復命書

土地対策室長様

下記の出張について復命します。

平成 21 年 11 月 12 日

職氏名

記

日 時：平成 21 年 11 月 11 日

場 所：熱海市内（詳細位置、事業内容は別紙記載のとおり）

出席者：熱海市まちづくり課：

静岡県土地対策室

目 的：熱海市から要望があり、開発許可等で未完了のまま放置されている事業 4 件、土採取等で施工不良により土砂流出が発生している事業 1 件について、現状把握のため現地調査を行った。

内 容：

- ・ 開発許可等 4 件については、勧告命令等による対応方法を検討中のこと。  
(過去より熱海市より当室に相談あり。その都度回答済み)
- ・ 土採取等 1 件について、調査時に雨量が多かったこともあり、下流（二級河川）では当該土採取等によるものと疑われる多量の泥水流出が見られた。

○ 土採取等案件の論点整理

- ・ 土採取等の届出では、土砂流出防止のための堰堤築造のうち土採取等を行う計画であった。しかし、事業者が堰堤を築造せずに土採取等を行ったため泥水が流出したと思われる。
- ・ 届出の計画どおりの施工を行わせるため、熱海市は条例第 6 条による措置命令を検討している。
- ・ 当該地は森林法による 5 条森林区域であるため、開発面積 1ha 以下として東部農林事務所に林地伐採届が提出された。しかし、現状では同面積が 1ha を超えているようにも見受けられる。
- ・ 泥水が海に流出した際には、漁業関係者等から河川管理者である熱海土木事務所へ苦情が入る模様。同事務所も本件を問題視して、対応策を協議しているようである。
- ・ 土採取等条例の規制が弱いため、河川法または森林法による対応が効果的であると思われる。
- ・ 下流域に与える事態が深刻であり、また事業者の資力信用も不十分であることから、最終的には行政代執行により安全上の措置がとられることも考えられる。
- ・ 県（熱海土木事務所、東部農林事務所）及び熱海市による協議が継続していくと思われるが、要請があれば当室も参加していくこととする。

以上

○ 河川法(関連すると思われる部分を抜粋)

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

○ 河川法施行令(同上)

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止)

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 河川を損傷すること。

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。)に土石(砂を含む。以下同じ。)又はごみ、ふん尿、鳥糞の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てる。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

2 第十五条第二項の規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

(汚水の排出の届出)

第十六条の五 河川に一日につき五十立方メートル(河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量)以上の汚水(生活又は事業(耕作又は養魚の事業を除く。)に起因し、又は附隨する廃水をいう。以下同じ。)を排出しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について、別表上欄に掲げる認可等の処分を受け、又は同欄に掲げる届出をしているときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 汚水を排出しようとする河川の種類及び名称

三 汚水を排出しようとする場所

四 汚水の排出の方法及び期間

五 排出しようとする汚水の量

六 排出しようとする汚水の水質

七 排出しようとする汚水の処理の方法

2 前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、若しくはその届出に係る同項第三号から第七号までに掲げる事項を変更したとき、又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第一項ただし書に規定する事項について、別表上欄に掲げる認可等の処分をし、若しくは同欄に掲げる届出を受理し、又は同表下欄に掲げる命令等の処分(汚水の排出に係るものに限る。)をした行政庁は、遅滞なく、その旨を河川管理者に通報するものとする。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(緊急時の措置)

第十六条の六 河川管理者は、異常な渇水等により河川の渦が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害関係を有すると認められる関係河川使用者(法第三十八条に規定する関係河川使用者をいう。)に通報す

るものとする。

- 2 前項に規定する場合には、河川管理者は、当該支障を除去するために必要な限度において、河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)

第十六条の八 次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。

- 一 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。
- 二 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆たい積し、又は設置すること。

2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

第五十八条 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川を損傷した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条の三第一項の規定に違反して、竹木を流送した者
- 二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獸の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者
- 三 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れた者

第六十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条の二第二項又は第三項の規定に違反して、舟又はいかだを通航させた者
- 二 第十六条の八第一項の規定に違反して、同項各号の一に該当する行為をした者

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条の五第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 詐欺その他不正な手段により、第十六条の三第一項又は第十六条の八第一項の許可を受けた者

別表(第十六条の五関係)

(一)	並山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項、第十五条又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による届出	同法第十三条第四項、第二十条又は第三十四条から第三十六条までの規定による命令
(二)	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可又は同条第二項若しくは第四項若しくは同法第三十三条の十の規定による届出	同法第三十三条の九の規定による命令、同法第三十三条の十二の規定による取消し若しくは命令又は同法第三十三条の十三の規定による命令
(三)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の五第一項の規定による許可又は同法第九条の三第一項若しくは第七項の規定による届出	同法第九条の二第一項、第九条の三第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)若しくは第九項又は第十五条の二の六の規定による命令
(四)	水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)第三条第一項の規定による登録又は同法第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定による届出	同法第十二条の規定による取消し、同法第十二条第一項若しくは第二項の規定による命令又は同法第十四条第一項の規定による命令若しくは取消し
(五)	水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第五条、第六条第一項、第七条、第十条又は第十二条第三項(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の規定による届出	水質汚濁防止法第八条、第八条の二又は第十三条第一項若しくは第三項(湖沼水質保全特別措置法第十四条又は第二十三条第六項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の規定による命令

(六)	砂利採取法第十六条若しくは第二十条第一項の規定による船可又は同条第二項若しくは第三項若しくは同法第二十四条の規定による届出	同法第二十二条若しくは第二十三条の規定による命令又は同法第二十六条の規定による取消し若しくは命令
(七)	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又は同法第七条第二項、第八条第四項、第九条若しくは第十条第三項の規定による届出	同法第十一条の規定による命令
(八)	漁業指揮法(昭和五十九年法律第四十三号)第五条第一項の規定による届出	同法第五条第三項又は第十二条第二項の規定による命令
(九)	湖沼水質保全特別措置法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項の規定による届出	同法第八条若しくは第十条の規定による命令又は同法第二十条第一項若しくは第二項(同法第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による勧告若しくは命令
(十)	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十一条から第十三条まで又は第十四条第二項の規定による届出	同法第十五条第一項から第三項までの規定による勧告又は同条第四項の規定による命令
(十一)	地方自治法(昭和二十三年法律第六十七号)第十四条第二項の規定に基づく公害防止に関する条例の規定による処分又は届出で(一)項から(十)項までの上欄に掲げる認可等の処分又は届出に類するもの	当該条例の規定による処分で(一)項から(十)項までの下欄に掲げる命令等の処分に類するもの
(十二)	(一)項から(十)項までの上欄に掲げる認可等の処分又は届出に類する処分又は届出で建設省令で定めるもの	(一)項から(十)項までの下欄に掲げる命令等の処分に類する処分で建設省令で定めるもの



01放置状況(伊豆山宅地分譲)  
2009/11/11 10:23:05



02放置状況(伊豆山宅地分譲)  
2009/11/11 10:24:54



03放置状況(伊豆山宅地分譲)  
2009/11/11 10:25:05



04取付道路遠景(伊豆山宅地分譲)  
2009/11/11 10:23:18



05取付道路近景(伊豆山宅地分譲)  
2009/11/11 10:24:38



06法面状況(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:34:44



07搬出入口(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:34:52



08搬出入口(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:36:07



09事業者所有地遠景(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:38:40



10事業者所有地遠景(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:38:48



11事業者所有地遠景(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:39:04



12土砂流出疑い(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:51:44



13土砂流出疑い(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:51:55



14土砂流出疑い(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:52:48



15土砂流出疑い(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:53:36



16土砂流出上流地域(伊豆山土採取)  
2009/11/11 10:53:46



17放置状況(上多賀宅地分譲)  
2009/11/11 11:26:50



18放置状況(上多賀宅地分譲)  
2009/11/11 11:27:05



19放置状況(上多賀宅地分譲)  
2009/11/11 11:31:05



20放置状況(上多賀宅地分譲)  
2009/11/11 11:32:50

## [REDACTED] 関連現地調査

日 時 平成 21 年 11 月 11 日 (水) 10:00 熱海駅 (乙次レ前集合)  
～(2:00 終了予定)

調査箇所 ①-1 伊豆山地区

所在 熱海市伊豆山字櫻ヶ [REDACTED]

目的 宅地分譲 (79 区画)

開発者 [REDACTED]

面積 49,850.46 m<sup>2</sup>

①-2 伊豆山地区

所在 熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED]

目的 残土処分

事業者 [REDACTED]

面積 9,446.00 m<sup>2</sup>

② 白金町地区

所在 熱海市白金町 [REDACTED]

目的 宅地分譲

開発者 [REDACTED]

面積 2,995.39 m<sup>2</sup>

③-1 上多賀地区

所在 熱海市上多賀字平戸 [REDACTED]

目的 宅地分譲 (24 区画)

開発者 [REDACTED] 承継 [REDACTED]

面積 12,376.08 m<sup>2</sup>

③-2 上多賀地区

所在 熱海市上多賀字西ヶ洞 [REDACTED]

目的 宅地分譲 (8 区画)

開発者 [REDACTED] 承継 [REDACTED]

面積 3,940.17 m<sup>2</sup>

\*各個別資料は各自取手

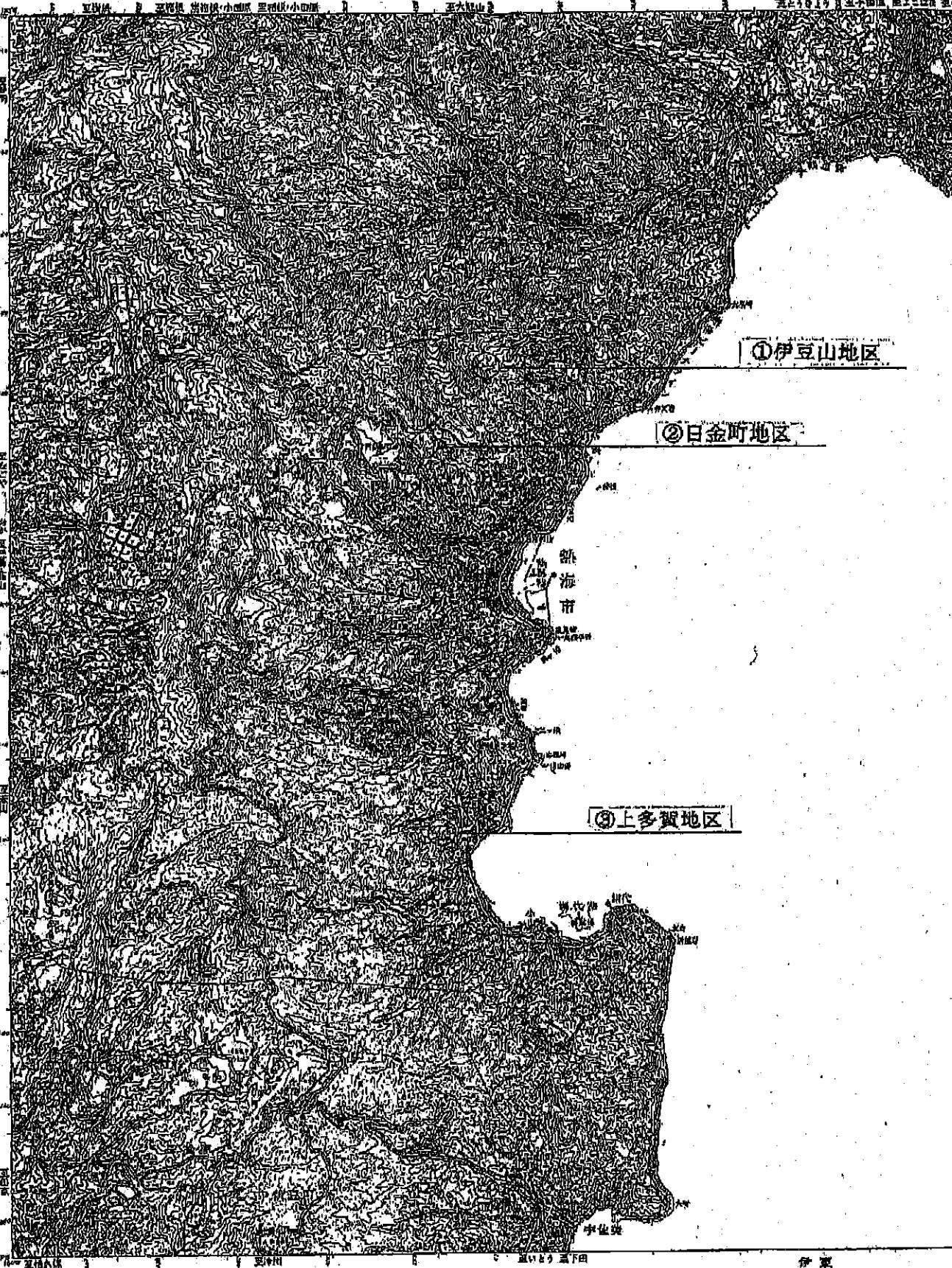
調査箇所の位置以東を含む,

09-11-09 14:39 (地図縮尺 1:5万)  
[横幅 1.0m]

10657866416

1 / 3

小国原



伊東

## 開発登録簿

市町村名 熱海市 番号 349

当 初 許 可	許可年月日	平成18年4月11日	承繼承認番号	最新 熟建建 第 号
	許可番号	熟建建 第 1862-1 号	承繼承認年月日	
	許可を受けた者の住所及び氏名		承繼人の住所及び氏名	
	工事施工者の住所及び氏名		区域等	非線引都市計画区域 用途地域 ( 1種中高層 ) 他指定 ( 風致2種 )
	開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 伊豆山字嶽ヶ		面積 19,992.84 m <sup>2</sup>
予定建築物等の用途	専用住宅	工区	位 置 工区面積 m <sup>2</sup> 変更工区面積 m <sup>2</sup>	
沿川条の規定による制限の内容	該当なし		C 16,593.11	
予定期	平成18年4月11日 から 平成17年4月10日 まで		D 20,991.16	
			E 12,266.19	
変 更 許 可	許可番号	熟建建 第 1865-3 号	熟建建 第 1965-3 号	
	許可年月日	平成18年10月18日	平成19年7月24日	
	変更の内容	開発区域の変更 49,850.46m <sup>2</sup> 工区の設定 区画数の変更 83区画	土地利用計画及び造成計画の変更 工区の設定 区画数の変更 79区画	
建築制限解除	許可番号	最新 熟建建 第 号	熟建建 第 号	
	許可年月日			
	建物概要			
工事完了検査	検査済証番号	最新 熟建建 第 1863-2 号	熟建建 第 1963-1 号	熟建建 第 号
	検査済証年月日	平成18年11月27日	平成19年7月31日	
	完了公告年月日	平成18年11月28日	平成19年8月1日	
	摘要	部分完了(1.66%)	部分完了(1.23%)	
備考	他法令 ( 宅造規制 風致条例 )			

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市 伊豆山字嶽ヶ

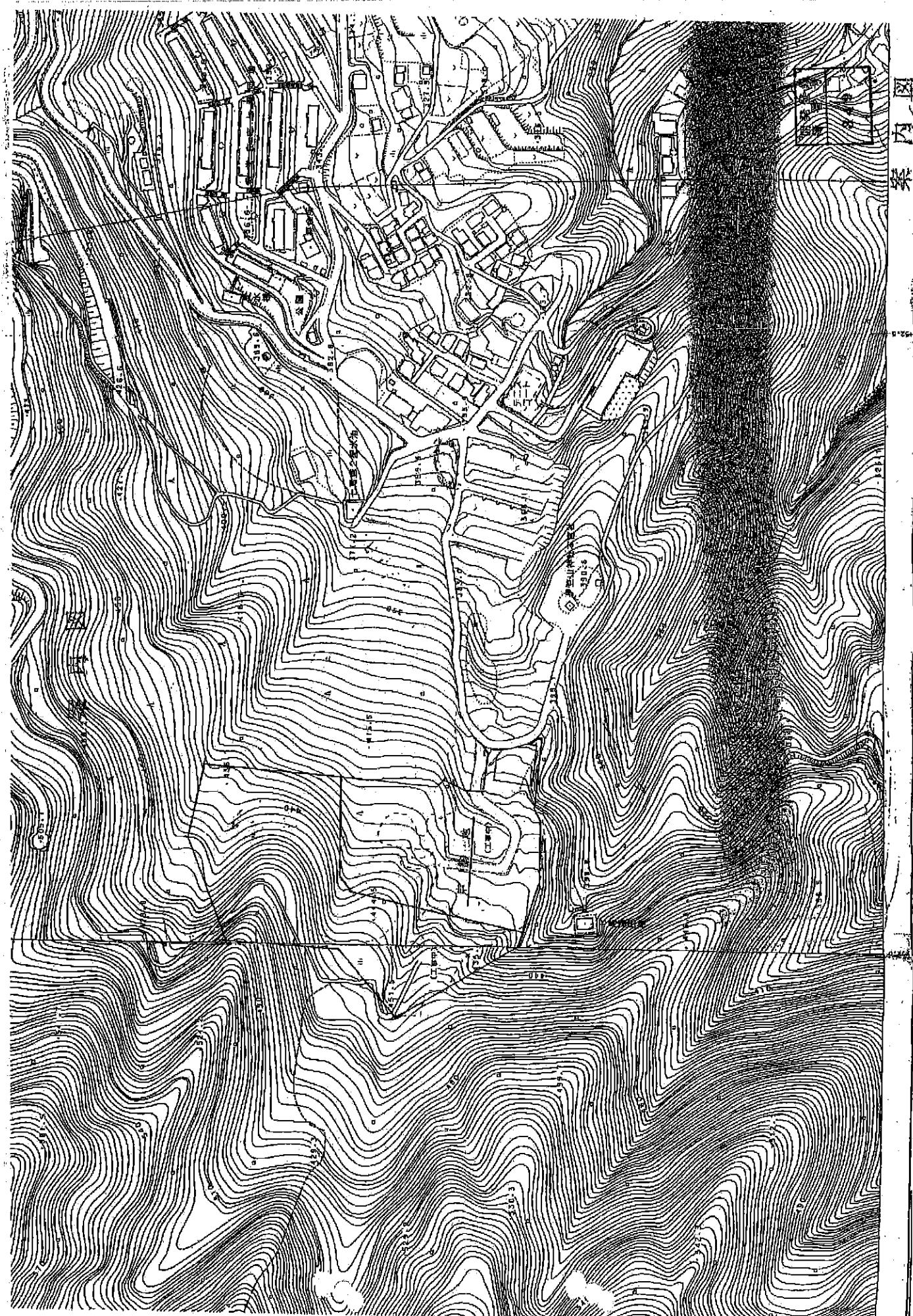
伊豆山字水立[ ]の各一部、[ ]

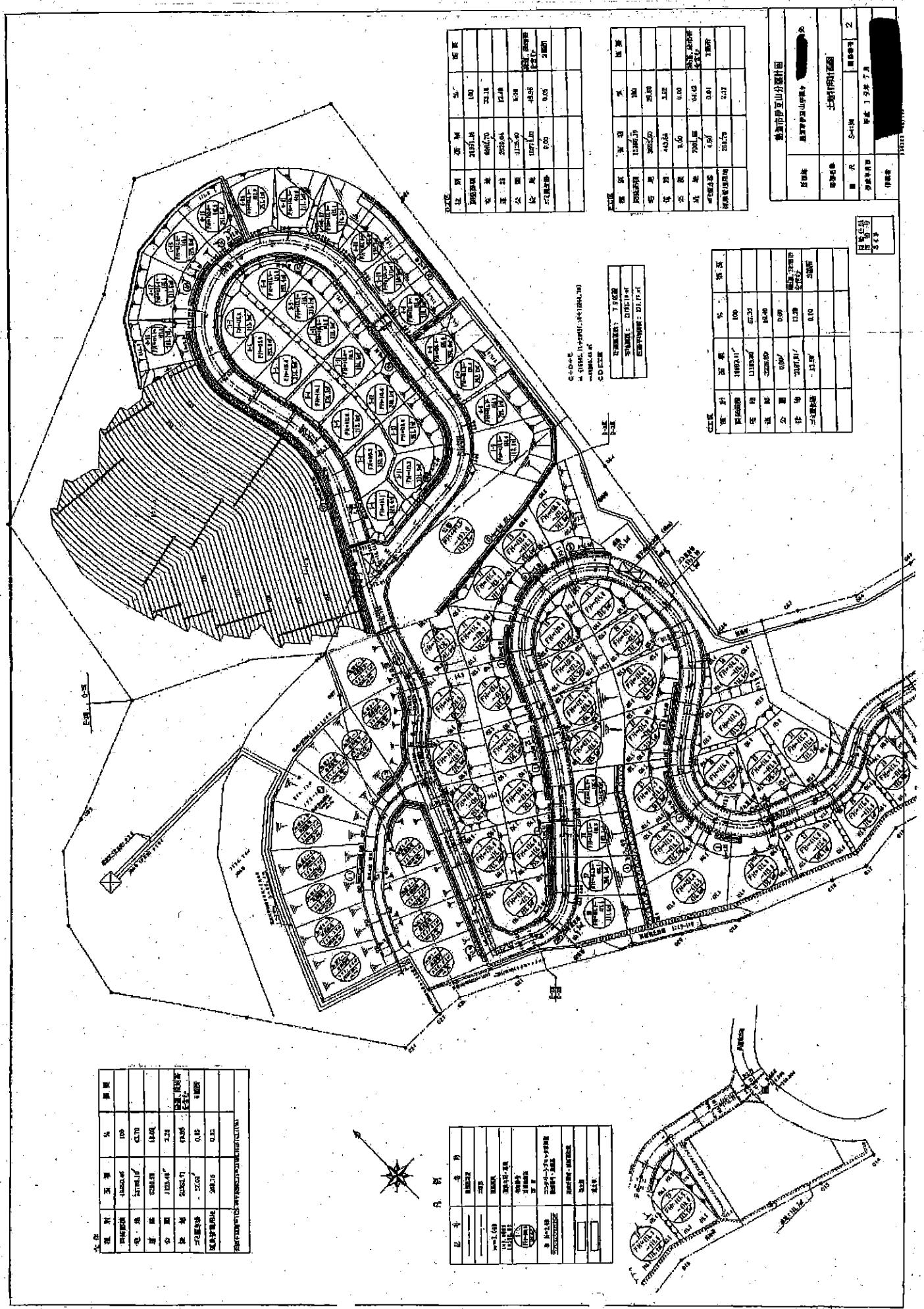
# 開発行為許可台帳

台帳番号	349	決裁別		廃棄年月		保管場所		
申請者	当初	氏名						
	住所							
	現在	氏名						
現在	氏名				実質連絡者			
設計者	当初	氏名				現在		
	住所							
施工者	当初	氏名				現在		
	住所							
開始場所	当初	熱海市伊豆山字嶺久						
現在	熱海市伊豆山字嶺久							
地域地区	非線引	1種中高	風致2種	泉・伊豆山	法34条	該当なし	法41条	該当なし
目的	当初 宅地分譲			面積	現在	19,992.84 m <sup>2</sup>	総区画数	現在
用途	専用住宅							
施工状況		施 住 宅 系 工 由						
現 地 予 備 審 査				当 初 許 可			手数料	390,000 円
受付年月日		総面積	m <sup>2</sup>	受付年月日	H18.3.17	総面積	19,992.84 m <sup>2</sup>	
通知年月日		農地面積	m <sup>2</sup>	許可年月日	H18.4.11	農地面積	m <sup>2</sup>	
通知番号		山林面積	m <sup>2</sup>	許可番号	1862-1	山林面積	m <sup>2</sup>	
調査年月日		土地利用		不許可年月日		確定農地	m <sup>2</sup>	
不備通知		土木審査		取下年月日		確定山林	m <sup>2</sup>	
用途の別				工事費 予算		千円	確定	千円
予定期工		又は H18.4.11 から H17.4.10 まで				他 法令	宅造規制	風致条例
着手届	受付 H18.4.17	着手	完了予定					
工 期 変更届	受付年月日	工期		受付年月日	工期			
	受付年月日	工期		受付年月日	工期			
	受付年月日	工期		受付年月日	工期			
承 繼 届	受付年月日		理由	内容				
	受付年月日		理由	内容				
承 継 承 認	承認年月日	番 号	被 承 繼 人 住 所			被 承 繼 人 氏 名		
	最新							
	1							
	2							
	3							
4								
手数料	最 新	円 1	円 2	円 3	円 4			

# 開発行為許可台帳

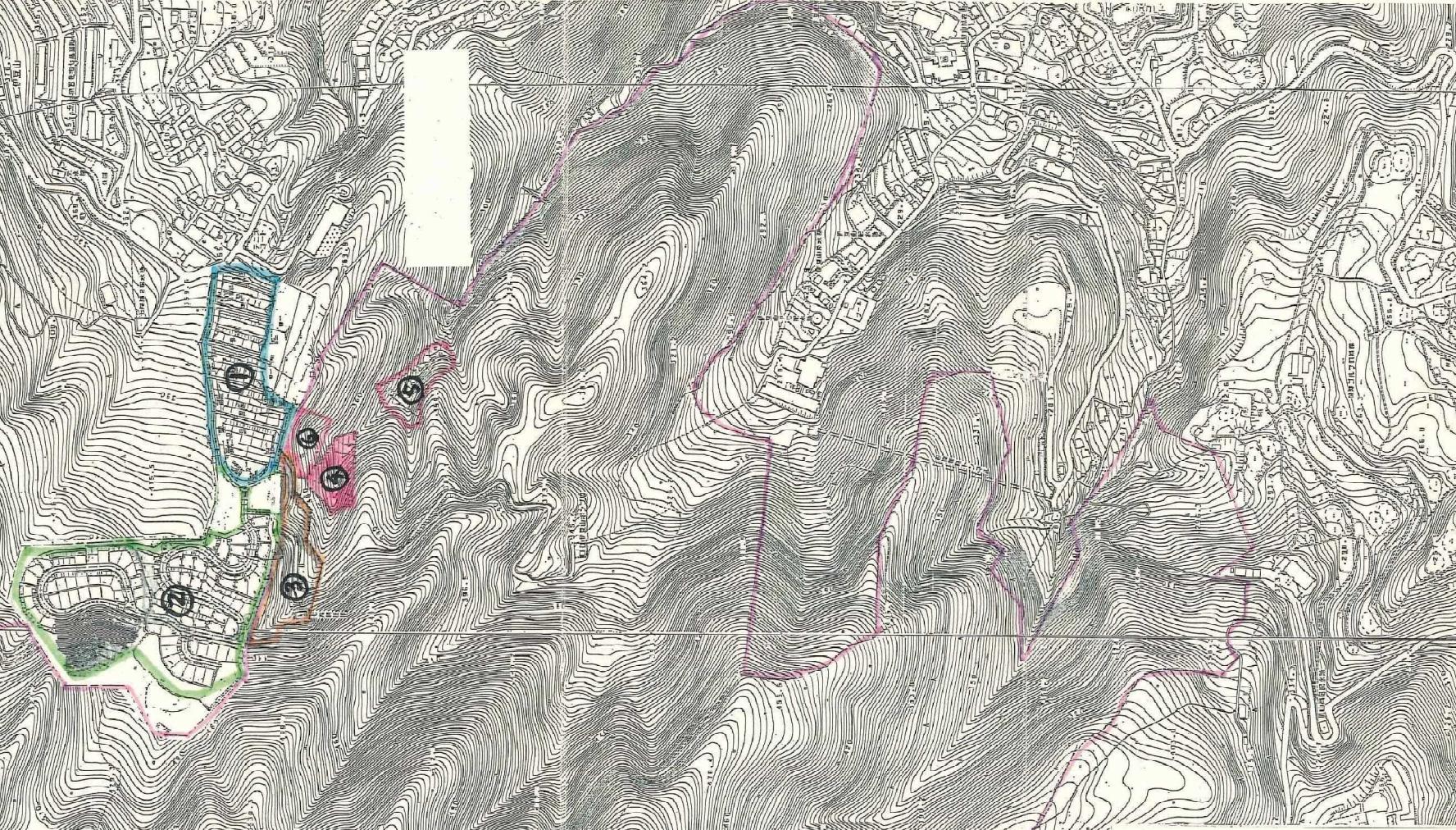
変更許可	受付年月日	H18.9.11	変更事項	開発区域の変更 49,860.46m <sup>2</sup> 工区の設定 区画数の変更 83区画			総面積 49,860.46 m <sup>2</sup>	
	許可年月日	H18.10.18					総区画数 83 区画	
	許可番号	1865-3					手数料 429,000 円	
	受付年月日	H19.7.20		土地利用計画及び造成計画の変更 工区の設定 区画数の変更 79区画			総面積 49,860.46 m <sup>2</sup>	
建築制限解除	許可年月日	H19.7.24	変更事項				総区画数 79 区画	
	許可番号	1966-3					手数料 51,000 円	
	受付年月日						総面積 m <sup>2</sup>	
	許可年月日						総区画数 区画	
工区	許可番号		変更事項				手数料 円	
	受付年月日						総面積 m <sup>2</sup>	
	許可年月日						総区画数 区画	
	許可番号						手数料 円	
建築物登記	受付年月日	許可年月日	許可番号	建 物 概 要				
	最新							
	1							
	2							
工区	3							
	位置	面 積 m <sup>2</sup>	変更面積 m <sup>2</sup>	備 考	位置	面 積 m <sup>2</sup>	変更面積 m <sup>2</sup>	備 考
	1 C	16,593.11			4			
	2 D	20,991.16			5			
建築物登記	3 E	12,266.19			6			
	完了届	検査済証		公報登載	廃止届	適合証明		
	受付年月日	発行年月日	番 号	年 月 日	番 号	受理年月日	年 月 日	部 数
	最新	H18.11.21	H18.11.27	1863-2	H18.11.28	128		
建築物登記	1	H19.7.26	H19.7.31	1963-1	H19.8.1	91		
	2							
	3							
	4							
建築物登記	5							
	受付年月日	許可年月日	番 号	建築物等の用途、規模、構造、棟数				
	最新							
	1							
建築物登記	2							
	3							
	最新			円 1				円
	2			円 3				円
現名称								
備考						相談の有無		





	会社名	面積	種別	許可等	完了	備考
①	青	1.99ha	開発行為	H14.12.26許可	H18.3.24完了	違反により一時中断、完了時は
②	緑	4.98ha	開発行為	H18.4.11許可 (H20.5月申請)		施工中(中断)
③	橙	0.98ha	開発行為	H19.4.9受理		許可は出っていない
④	赤	0.94ha	土採取履	H19.4.12許可	H22.4.12まで	
⑤	赤	0.95ha	風致内行為	H19.4.12許可	H20.4.12まで	
⑥	赤	0.51ha	風致内行為	H19.6.4許可	H20.6.4まで	

紫 所有地 110ha



# 受 理 書

熱建設第20号  
平成19年4月9日

様

受理者 热海市長 齊藤 栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第3条第1項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

## 1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] の一部  
区域面積 9,446m<sup>2</sup>

## 2. 受付年月日

平成19年 3月 9日

## 3. 附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

様式第1号(第2条関係)

土の採取等計画届出書

熱海市長 齊藤 栄 様

平成19年 3月 9日

住所

[REDACTED]

届出者

氏名

[REDACTED]

(電話番号)

〔氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)  
を自署する場合は、押印は不要です。〕

静岡県土採取等規制条例

第3条第1項  
第1条第1項

規定により、次のとおり届け出ます。

1. 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

2. 土の採取等を行う場所の区域

所 在 地		土地の現況	登記簿上の地目	面積 (平方メートル)	土の採取等を行う権利の種類	土地所有者の住所及び氏名	法令等による区域指定等の現況
市町村大字 字小字	地番						
熱海市 伊豆山 赤井谷	[REDACTED]	山林	山林	9446		[REDACTED]	
計		1	筆		9446	平方メートル	



3 土の採取等に関する土の数量

(1) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

土 の 数 量	2253 立法メートル
---------	-------------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(2) 埋土又は盛土を行う場所

土 の 数 量	36.26 1304 立法メートル
---------	-------------------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(3) 土の採取等を行う場所の区域内で(1)及び(2)を同時に行う場合

切土、床掘りその他の (ア) 土地の掘削に係る土の 数量	2253 立方メートル
土の採取等を行う場所 (イ) の区域外からの搬入する 土の数量	36.26 1304 立方メートル
埋土又は盛土に係る土 の数量	36.26 1304 立方メートル
土の採取等を行う場所 (エ) の区域外への搬出する土 の数量	立方メートル
土 の 数 量 の 合 計 ((ア) 及び(イ) の合計)	38.529 1304 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

(1) 採取等の時期 許可日～ 12ヶ月(予定)

(2) 作業時間 7 時から 19 時まで

(3) 工 程

年月日 種別								

(注) 切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

(1) 土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区 分	概 要
高さ又は深さ	最大 2 メートル
方 法	ア 階段採取法 イ 平面採取法

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質		関東ローム	

イ 埋土又は盛土を行う場合

区分	概要
高さ又は深さ	最大 15 メートル
方法	ロックフィル
のり面の小段の高さ	最大 10 メートル
のり面の小段の幅	最小 5 メートル
隣接地からの距離	最小
土質	

#### (2) 土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力 (立方メートル/時間)	台数
ブルドーザ	15t		2
バックホウ	0.6m <sup>3</sup>		2
振動ローラ	14t		1

#### (3) その他の施設

#### 6 土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	
----------------------	--

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

(1) 土の運搬方法

区分	概要			
交通監視人				
1日の搬入台数及び量	トン車	台	最大延べ	台 立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車	台	最大延べ	台 立方メートル
運搬主体				

(2) 土の搬出先又は搬入先

(3) その他の土の運搬に関する事項

区分	概要	要
経路		(別添図第 号図参照)
種類	ア 市町村道 イ 市道 ウ 仮設道路 エ 河川区域 オ その他	
種別	ア 契約(同意)有 イ その他	
重量制限	ア 有( トン) イ なし	
舗装	ア 有(延長 メートル) イ なし(ただし )	
学童の通行状況	ア 多い イ 少ない ウ なし	

(注) 該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

(1) 跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

(ア) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
のり面の小段の高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル

(イ) 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
--------	----	------	---------	----	---

のり面の小段の 高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル
---------------	----	------	----------	----	------

(ウ) のり面等の保護の方法

方 法	概 要
植 栽	
種子吹き付け	
擁壁その他	

(注) 概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

(2) 勘地の利用方法

9 現場責任者の氏名及び住所

氏名

住 所

(電話番号)

10 土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要（条例第3条第3項の規定による届出の場合に限る。）

# 土砂流出防止工

## 埋設堰堤(フィルダム)の設計

平成 19 年 2 月



## 目 次

1はじめに	1
2参考：宅地防災マニュアル	3
3第1堰堤 円形すべり面の安定計算書	12
常時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合	
4第1堰堤 円形すべり面の安定計算書	13
地震時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合	
5第1堰堤 円形すべり面の安定計算書	14
常時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合	
6第1堰堤 円形すべり面の安定計算書	15
地震時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合	

## 1.はじめに

熱海市伊豆山地内において実施されている開発事業区域に隣接する区域の谷筋において、開発工事で発生する残土を安全に処分するために、谷筋にロックフィルダム形式の堰堤を築堤し盛土の押さえとする。

本設計では、この堰堤と盛土の安定性を検討し、その形状を設計する。

堰堤の設計においては、土砂が堤体高さ以上に堆積する場合、または将来堤体が埋没するような盛土工事がある場合にも安全な設計とする。

現在工事中の隣接区域の地質は、表層は薄い関東ロームであり、その下部は風化安山岩層であることがボーリング調査により確認されている。

工事現場では安山岩の岩塊が多数発生しているため、堤体にこの岩塊を流用し、ロックフィル形式により築造する。

## 2.堤体の位置

堤体の設置位置は、~~藍染川~~の原流域のさらに上流部で、谷状の地形である。

湧水は無い。

谷筋の地表勾配は  $12^\circ \sim 17^\circ$  であり最急勾配は  $32^\circ$  であるが、谷筋上流部の山の斜面勾配は  $40^\circ$  を示す。堤体は地表勾配  $12^\circ \sim 17^\circ$  の谷筋に直角方向に設置する。

## 3.堤体の構造

堤体の天端幅は 5m とし、斜面勾配は上流側 1:1.4、下流側 1:2.0、高さ 5m 毎に 2.5m の小段を設け、堤体は発生材の安山岩により築造する。

ロックフィルダムは、築造した堤体の完成後の材料の締固め密度によって強度が大きく左右される。岩塊は締固めを考慮して最大径を 1.0m 以下とし、大きな岩塊は堤体下部に利用する。なお地山と堤体の接地面はすべて高さ 50cm 以上を標準とした段切施工を等高線沿いに行い、腐植土などの表土層は風化安山岩層まで除外する。段切部は表面勾配を 5% 以上とする。また谷筋の中心部に湧水処理のため暗渠配水管として網状管  $\phi 200$  を埋設する。

#### 4. 堤体の設計

堤体の設計は円形すべり面法による。設計に用いる土質は堤体・地山・堆積する流出土砂の3種とし、土質常数は次のとおりとする。

##### ① 堤体材料

安山岩: 剪断強度  $\phi = 38^\circ$

単位堆積重量:  $\gamma = 20\text{kn/m}^3$

粘着力:  $c=0$

参考: ロックフィルダム堤体の内部摩擦角

i. 農林省構造改善局 土地改良事業計画設計基準(設計・ダム)技術書編

) 第6章調査 PI-287 表 6-8-4-3 によると、 $\phi 800\text{mm}$ 径で十分転圧した堤体の  
内部摩擦角  $\phi = 38 \sim 39^\circ$ 、 $\phi 90 \sim 300\text{mm}$ 径:  $\phi = 40^\circ$  である。

ii. 岐阜県徳山ダムにおいては  $\phi = 39 \sim 41^\circ$

iii. 北海道電力京極水力発電所建設における堤体材料は、風化安山岩の場合

内部摩擦角  $\phi = 37^\circ$  粘着力  $c = 10\text{kn/m}^3$  である。

iv. 転圧機械は日本道路公団では: 振動ローラ 13tf ~ 20tf

##### ② 地山

風化安山岩: 剪断強度  $\phi = 35^\circ$

単位堆積重量:  $\gamma = 20\text{kn/m}^3$

粘着力:  $c=0$

##### ③ 流出堆積土砂

関東ローム: 剪断強度  $\phi = 0^\circ$

単位堆積重量:  $\gamma = 16\text{kn/m}^3$

粘着力:  $c = 43.8\text{kn/m}^3$

(道路土工指針では、剪断強度  $\phi = 25^\circ$  粘着力  $c=0$  としている)

地山及び流出土砂の土質常数については、隣接開発事業区域における土質調査データによる。

## 5. 安全率

常時の安全率は 1.5 とする。

地震時は、設計震度を「宅地防災マニュアルの解説 1」IV3 耐震設計 により、大地震時における震度 = 0.25、安全率 = 1.0 とする。

## 6. 安定計算

円形すべり面法の計算は、ロックフィル堤体の堤頂部を超えた高さまで、盛土が行われる場合を考慮して計算する。

盛土端部は法面処理とし、勾配は 1:2.0 より緩やかとし、堤体天端より 5.0m の高さまでを標準断面とする。この高さを超える盛土となる場合は、円形すべり面法による法面の安定計算をする。

熱建まち第 2094-46 号

平成21年 1月23日

写

熱海市長 齊藤



### 風致地区内行為について(変更許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第6条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED]
2 風致地区的名称	第2号 伊豆山 風致地区 第2種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 許可を受けた 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
5 前回許可年月日 許可番号	平成19年4月12日 熱建まち第 1891-33 号
6 変更しようとする 行為内容	工期の変更
7 工期	平成20年4月12日 から 平成22年4月12日 まで
8 許可条件	既許可条件に同じ

## 様式第8号(第4条関係)

## 風致地区内行為変更許可申請書

平成21年1月4日

熱海市長 齋藤 栄 様 あて

申請者 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

条例第6条の2第1項の規定による変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED]			
地目及び面積	地 目	山林 ✓	面 積	9,446.00 m <sup>2</sup>
許可を受けた 行為の種類	土地の形質の変更、木林の伐採、			
許可年月日及び 許可番号	平成19年4月12日/ 熱達達第1891-33号			
変更しようとする 行為の内容 及びその理由	平成20年4月12日までに工事の変更			
着手及び完了 予定期日	着手 完了	平成19年4月12日 平成20年4月12日	又は許可日から	日間
摘要	[REDACTED] 電話番号 [REDACTED]			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。



様式第4号（第2条関係）

施 行 方 法 書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	[REDACTED]
行為の種類	伐採 ✓
伐採の理由	土砂の崩壊に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00 平方メートル ✓
樹種	小樽 ✓
樹齢	5年～10年 ✓
樹高	3m～5m ✓
樹量	250本 ✓ 2.0 立方メートル ✓
跡地利用計画	
摘要	

備考

- 1 案内図、現況図及び現況写真を添付してください。
- 2 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

## 様式第3号(第2条関係)

施 行 方 法 書  
(宅地の造成等の場合)

行為施工者の住所及び氏名					
土地所有者の住所及び氏名					
面積及び土量	面 積	9446 平方メートル	土 量	盛 土	<input checked="" type="checkbox"/> 88,529 m <sup>3</sup>
				切 土	<input checked="" type="checkbox"/> 2,253 m <sup>3</sup>
行為の目的	土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造				
行為地の現況	山林				
土留の方法					
排水工事					
河川又は渓流との距離	m				
緑地の面積	<input checked="" type="checkbox"/> 2879.00 m <sup>3</sup>	内 訳	自然の緑地	2879.00 m <sup>3</sup>	
			人工の緑地		
緑地率	<input checked="" type="checkbox"/> 80.47 パーセント	植栽の内訳	高木	低木	その他の本
摘要					

## 備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。
- (2) 他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。
- (3) 緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

風致地区内行為着手届	提出部数	提出先	課	申請者	申請事項	提出日	登録年月日

風致地区内行為着手届

平成19年4月12日

熱海市長 齊藤 栄 様

住 所

届出者

(許可を受けた者)

氏 名

TEL

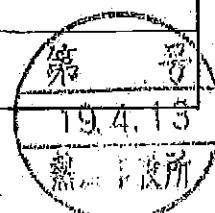
(氏名(法人にかゝつては、その代表者の氏名)  
を記載する場合に、押印(捺印)を要すること)

静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により許可を受けた風致地区内行  
為に着手したいので、届け出ます。

許可年月日及び 許可番号	平成19年4月12日 热建建 第 1891-33 号		
行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED]		
許可を受けた 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採		
地目及び面積	地目	山林	面積 9,446 m <sup>2</sup>
設計者	住所	[REDACTED]	BL [REDACTED]
	氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
施工者	住所	[REDACTED]	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
行為着手年月日	平成 19 年 4 月 12 日		
行為完了年月日	平成 20 年 4 月 12 日		

1 添付書類・・・工程表

2 提出部数、提出先・・・1部、市建築住宅課



# 熱海市 伊豆山 赤井谷第一堰堤 工程

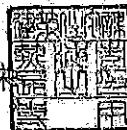
着工 平成20年04月13日  
期間 元工 平成22年04月12日

名 称	年 月 日			平成20年4月～平成22年4月			備考
	平成20年4月～平成20年10月	平成20年10月～平成21年4月	平成21年4月～平成21年10月	平成21年10～平成22年4月			
準備、仮設工							
土砂搬入							
雜工等							

熱建建 第 1891-33 号  
平成19年 4月12日

様

熱海市長 齊藤



### 風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地 の 所 在	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] 部
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第2種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
5 工期	平成19年4月12日 から 平成20年4月12日 まで
6 許可条件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

## 様式第1号（第2条関係）

## 風致地区内行為許可申請書

平成10年10月2日

熱海市長 斎藤 栄 様

住 所

申 請 者

氏 名

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）  
を自署する場合は、押印は不要です。

条例第2条の1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の 名称及び種別	名 称	第2号伊豆山風致地区	種 別	第2種
行為地の所在	熱海市 伊豆山 字赤井谷 [REDACTED]			
地目及び面積	地 目	山林	面 積 (m <sup>2</sup> )	9446
許可を受けようとする行為の種類	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 [REDACTED] その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 / ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積			
着手及び完了予定期日	着手		許可日	
	完了		許可日から	12ヶ月
摘要要	[REDACTED] 電話番号 [REDACTED]			

## 備考

摘要欄に連絡先を記入してください。



## 様式第3号（第2条関係）

施 行 方 法 書  
(宅地の造成等の場合)

行為施工者の住所及び氏名					
土地所有者の住所及び氏名					
面積及び土量	面 積	9446 平方メートル	土 量	盛 土	38529
			切 土	2,258 m <sup>3</sup>	
行為の目的	土砂の崩落防止に供する、岩塊による樞堤の築造				
行為地の現況	山林				
土留の方法					
排水工事					
河川又は溪流との距離	m				
緑地の面積	2879.00 m <sup>2</sup>	内訳	自然の緑地	2879.00 m <sup>2</sup>	
			人工の緑地	m <sup>2</sup>	
緑地率	30.47%	植栽の内訳	高木	低木	その他
			本	本	
摘要					

## 備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。
- (2) 他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。
- (3) 緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

様式第4号（第2条関係）

施 行 方 法 書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の住所及び氏名	[REDACTED]
行為の種類	伐採
伐採の理由	土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00 m <sup>2</sup>
樹種	小樽
樹齢	5年～10年
樹高	3m～5m
樹量	250本 / 2.0立方メートル
跡地利用計画	
摘要要	

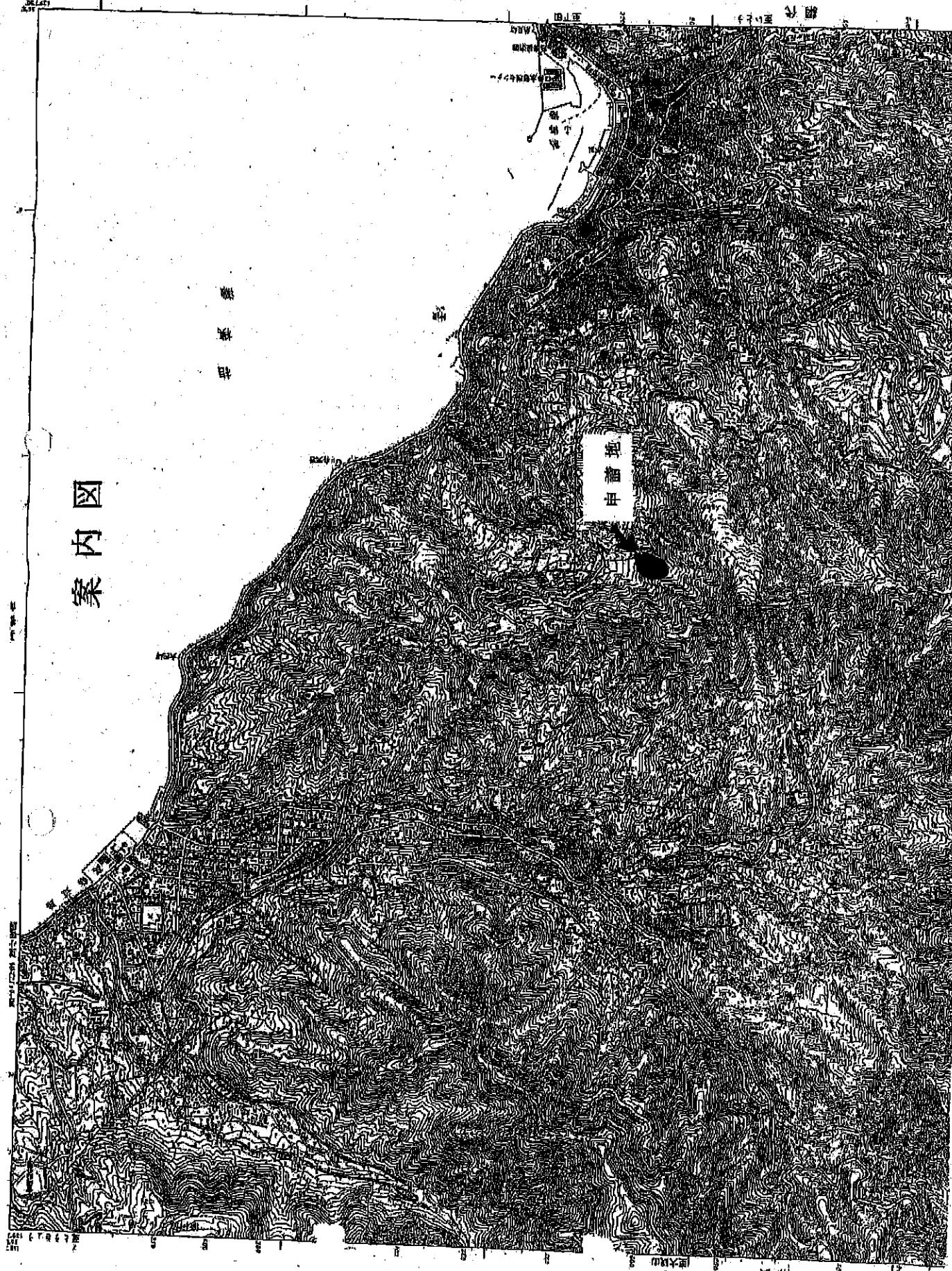
備考

1. 案内図、現況図及び現況写真を添付してください。
2. 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

1000  
500  
0

内 容 圖

申請地



and the corresponding  $\Delta E$  values are plotted in Fig. 1. The  $\Delta E$  values are calculated by the equation:

$$\Delta E = \frac{E_{\text{final}} - E_{\text{initial}}}{E_{\text{initial}}} \times 100\% \quad (1)$$

where  $E_{\text{final}}$  and  $E_{\text{initial}}$  are the final and initial energy levels of the system.

The results show that the  $\Delta E$  values are very small, indicating that the energy levels of the system are relatively stable.

Figure 2 shows the effect of the initial energy level on the  $\Delta E$  values. The  $\Delta E$  values are plotted against the initial energy level.

The results show that the  $\Delta E$  values are relatively stable, even though the initial energy level is varied.

Figure 3 shows the effect of the final energy level on the  $\Delta E$  values. The  $\Delta E$  values are plotted against the final energy level.

The results show that the  $\Delta E$  values are relatively stable, even though the final energy level is varied.

Figure 4 shows the effect of the temperature on the  $\Delta E$  values. The  $\Delta E$  values are plotted against the temperature.

The results show that the  $\Delta E$  values are relatively stable, even though the temperature is varied.

Figure 5 shows the effect of the pressure on the  $\Delta E$  values. The  $\Delta E$  values are plotted against the pressure.

The results show that the  $\Delta E$  values are relatively stable, even though the pressure is varied.

Figure 6 shows the effect of the concentration on the  $\Delta E$  values. The  $\Delta E$  values are plotted against the concentration.

The results show that the  $\Delta E$  values are relatively stable, even though the concentration is varied.

Figure 7 shows the effect of the pH on the  $\Delta E$  values. The  $\Delta E$  values are plotted against the pH.

The results show that the  $\Delta E$  values are relatively stable, even though the pH is varied.

Figure 8 shows the effect of the ionic strength on the  $\Delta E$  values. The  $\Delta E$  values are plotted against the ionic strength.

The results show that the  $\Delta E$  values are relatively stable, even though the ionic strength is varied.

第1堤堰面積 = 944.6 m<sup>2</sup>

注1. 面積はCADによる測定値。

注2. 堤め立て部は埋め立て完了後標準化する。

標準面積 = 第1堤堰埋め立て面積 + 30%  
= 247.9 m<sup>2</sup> > 全面積 944.6 m<sup>2</sup> × 30% = 283.3 m<sup>2</sup>

$$\text{形質変率} = (1 - \frac{247.9}{944.6}) = 69.53\%$$

第1堤堰埋め立て周辺削地 = 287.9 m<sup>2</sup>

U-300×300

断面排水管φ200

第1堤堰埋め立て部 = 431.7 m<sup>2</sup> 3.95

U-300×300

断面排水管φ200

U-300×300  
L=235.0

0.0

0.8

1.4

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

U-300×300  
L=212.0

0.0

0.8

1.4

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

0.8

1.2

0.8

0.0

400

→ 工事用仮設道路施工段

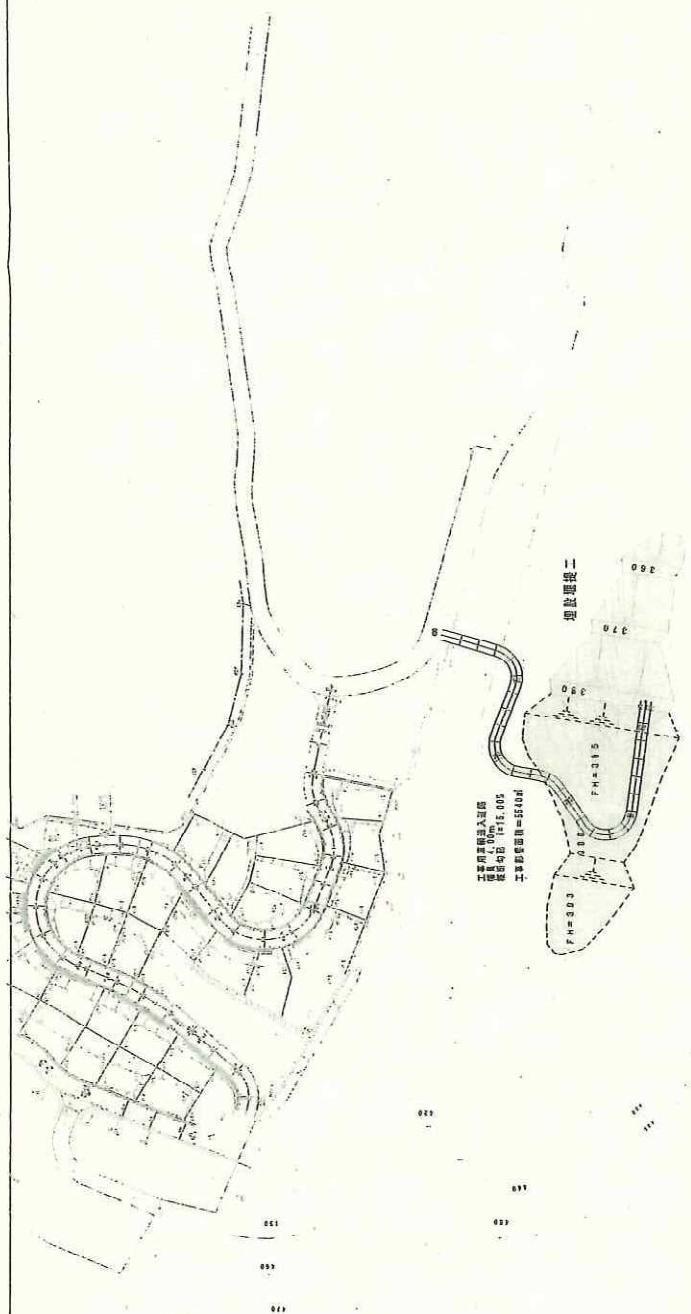
代操 250本区理工内

神奈川県伊豆山開発計画		
所在地	地名	地番
相模原市立山	立山	地番
面積	面積	面積
単位	単位	単位
面積	面積	面積
単位	単位	単位
単位	単位	単位

078

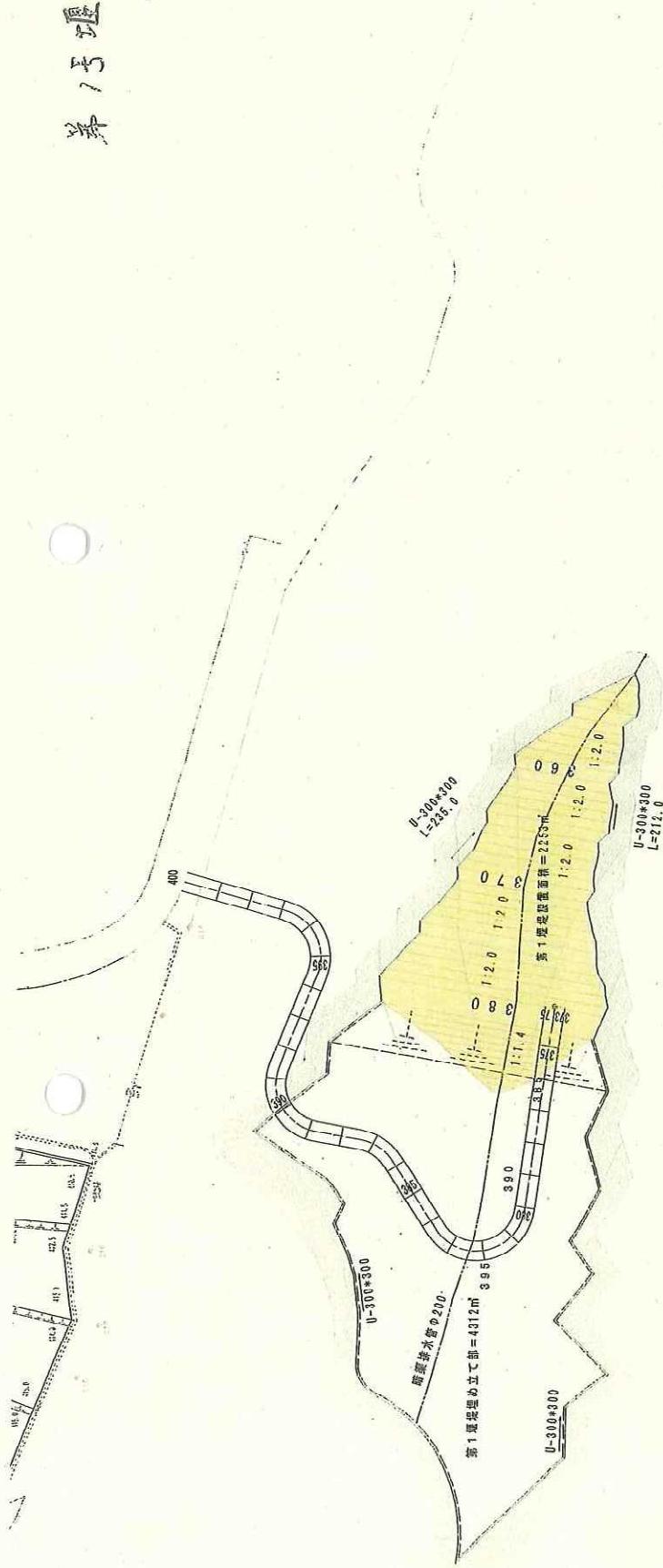
280

300



卷之二

۱۰۷

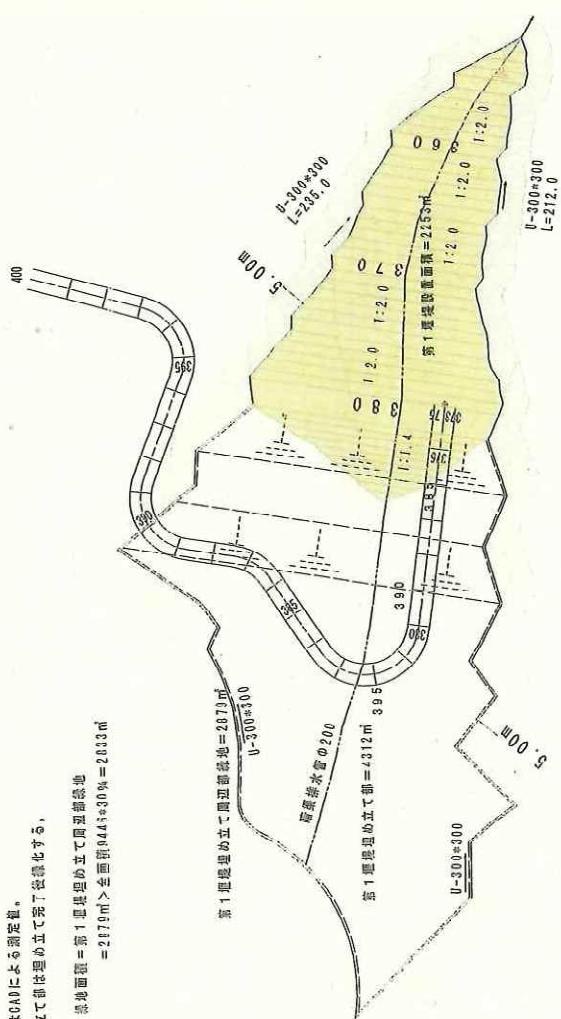


第1堰堤面積 = 944.6 m<sup>2</sup>

注1.面積はCADによる測定値。  
注2.埋め立て部は埋め立て完了後標準化する。

卷之三

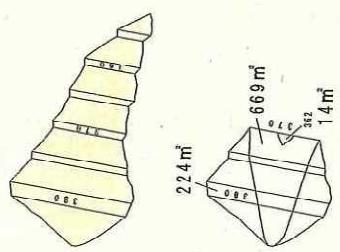
第三章 地理环境与区域发展



注：面積測定はCADデータによる。

1. 堤体盛土量

切土量  
 $V=2253 \times 1 = 2253 \text{ m}^3$



2. 埋立て盛土量

※等高線による面積

$$V1 = (224+669) / 2 * (380-370) = 4465 \text{ m}^3$$

$$V2 = (669+14) / 2 * (370-362) = 2732 \text{ m}^3$$

$$V3 = (68+241) / 2 * (370-360) = 1545 \text{ m}^3$$

$$V4 = (241+7) / 2 * (360-356) = 496 \text{ m}^3$$

$$V5 = (50+5) / 2 * (360-355) = 137 \text{ m}^3$$

$$V6 = (28+7) / 2 * (355-352) = 52 \text{ m}^3$$

堤体盛土量

$$\Sigma V = 4465 + 2732 + 1545 + 496 + 137 + 52 = 9427 \text{ m}^3$$

$$V4 = (395+285) / 2 * (380-370) = 3400 \text{ m}^3$$

埋立て盛土量

$$\Sigma V = 2027 + 3850 + 1125 + 3400 = 29102 \text{ m}^3$$

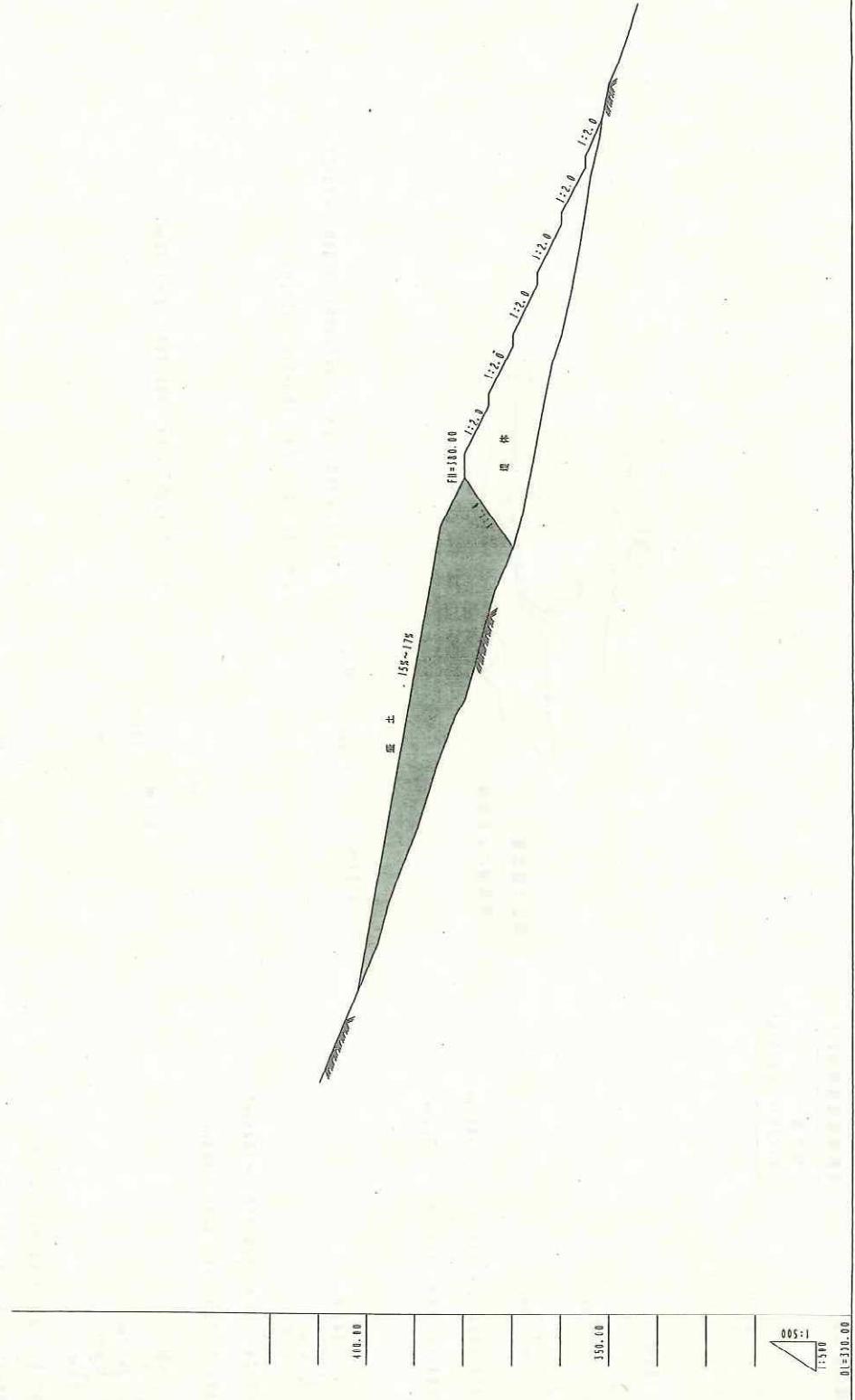
盛土量合計			
盛土量	$V = 9427 + 29102 = 38529 \text{ m}^3$		

熱海市伊豆山開発計画

所在地	静海市 伊豆山	会社名	地主
面積名	第一堤 埋立て盛土量	面積計算書四	
造	R	S=1:100	面積書
作成年月日	平成 15 年 3 月		
作成者			01-019 012510

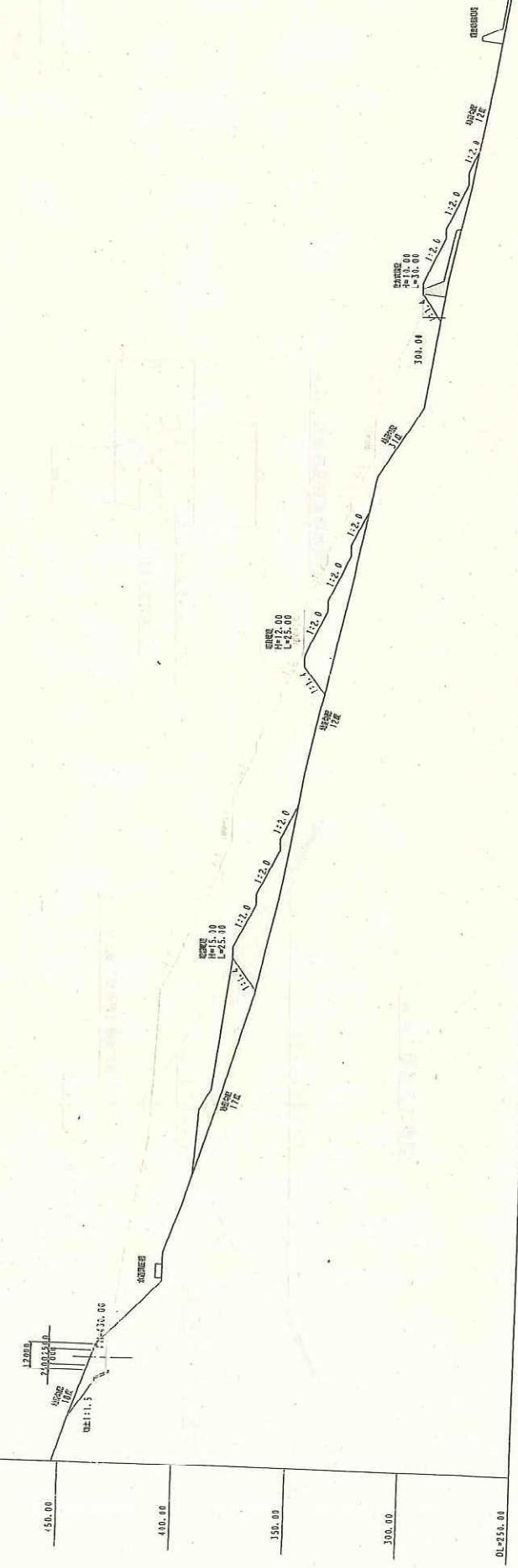
第1堰堤盛土断面圖

S=1:500

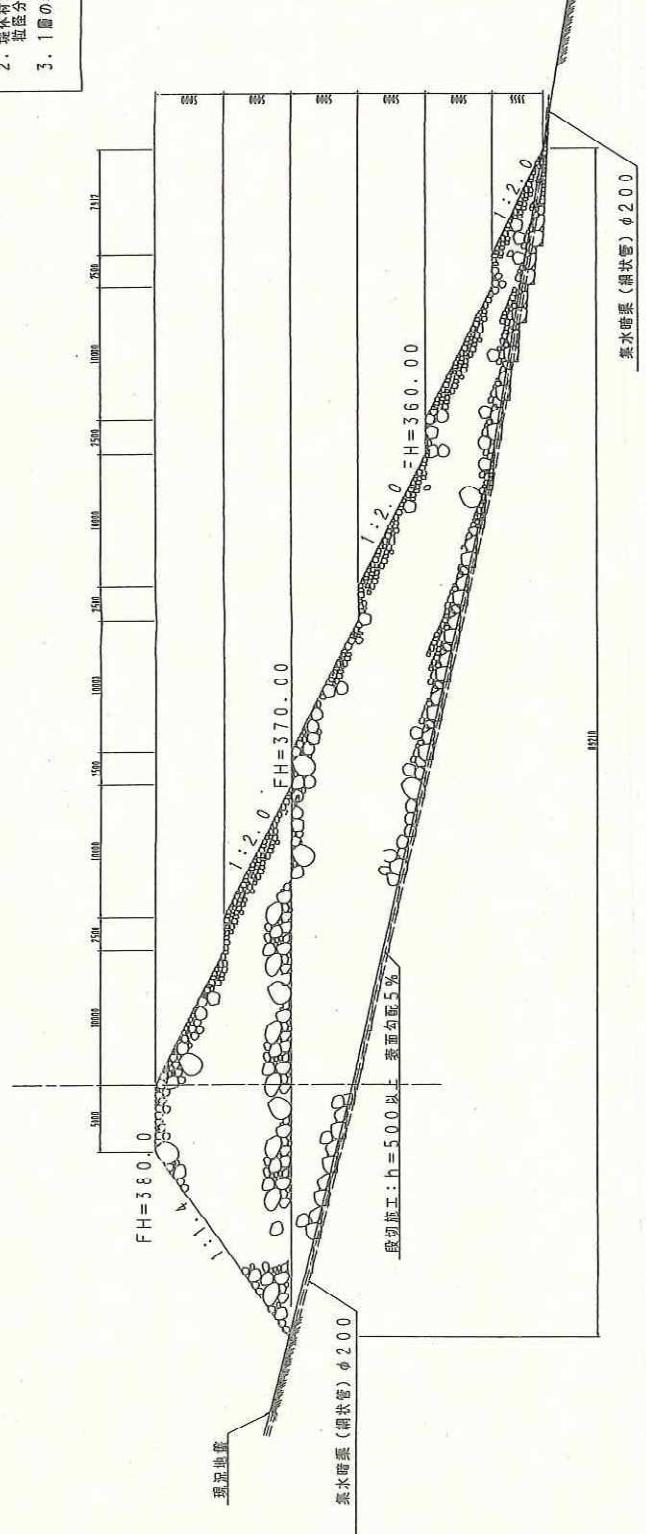


熱海市伊豆山園地計画圖		
所在地	熱海市 伊豆山 露井谷 地先	
四面名称	東 南 西 北	面積
地 址	熱海市 伊豆山 露井谷 地先	
四面名稱	東 南 西 北	面積
地 坂	Sei:1000	面積
作成年月日	平成 13年 1月	
作成者		

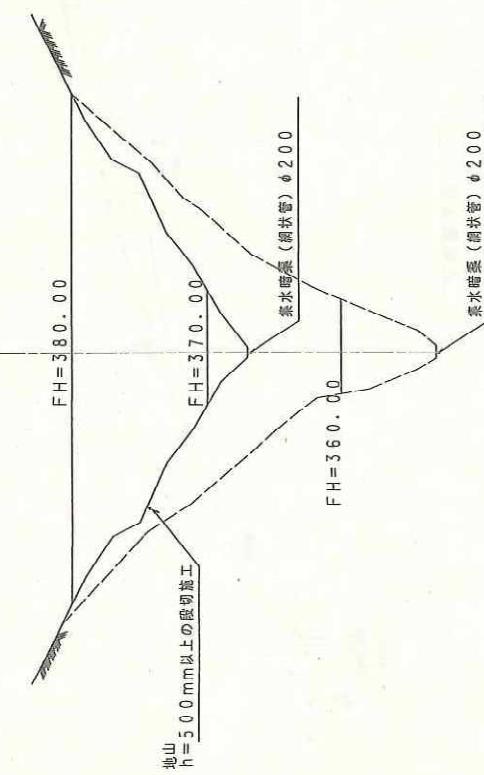
造成断面图 S:1:1000



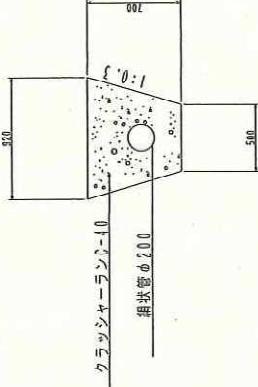
埋設工標準断面図 S=1:200



埋設工正面図 S=1:200



集水暗渠敷設詳細図 S=1:10



滋賀市伊豆山開発計画	
所在地	滋賀市 伊豆山 開発会社
面積	第1工事区域
期日	S=1:200
作成年月日	平成 19年 1月
作成者	[Redacted]

注意  
 1. 堤体底面となる地山部分は表層をすべて除し段切施工をすること。  
 2. 堤体材料は発生材の砾石を流用し最大径を1m以下として、  
 粒度分布に留意し隙間を充填、充分密接すること。  
 3. 1層の巻きだし厚さは50cmを標準とする。

様式第35号(第32条関係)

令和2年7月26日

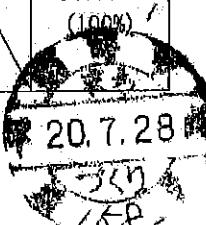
熱海市長 あて

開発事業計画審査願

熱海市まちづくり条例第36条第1項の規定により、次のとおり申請します。

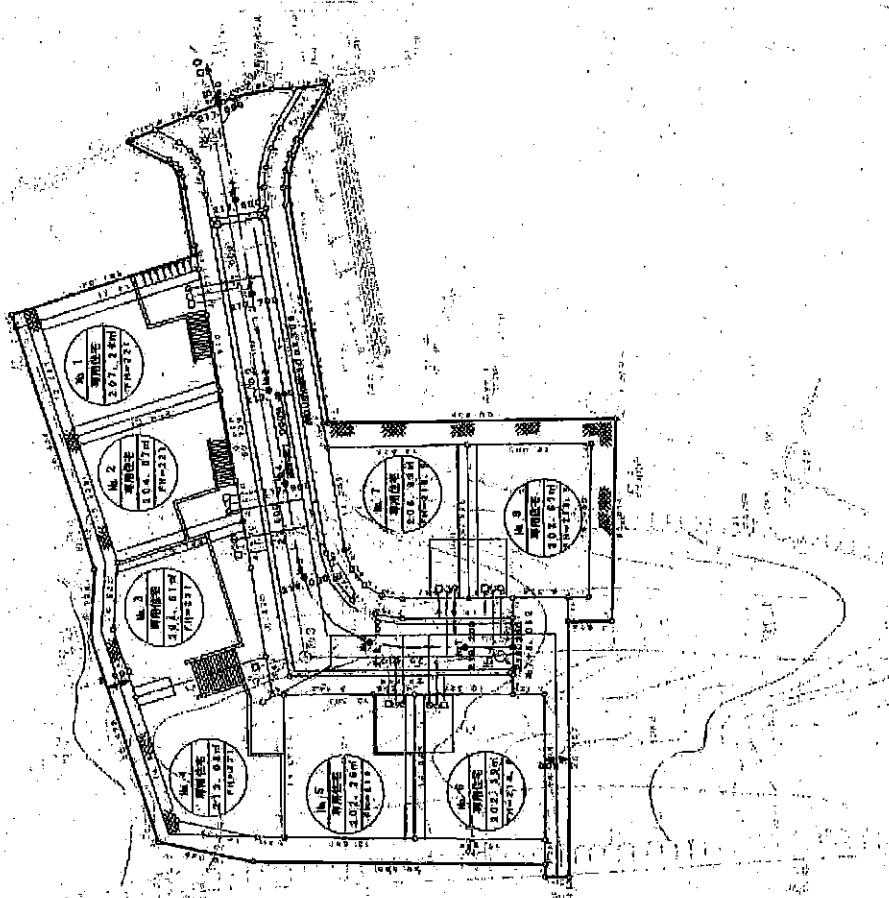
事業者等	事業者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号	氏名(法人にあっては名称及び代表者名) 電話番号		
	協議代理者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号	氏名(法人にあっては名称及び代表者名)		
	設計者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号	氏名(法人にあっては名称及び代表者名)		
	工事施工者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号	氏名(法人にあっては名称及び代表者名)		
事業名称等	番号	No. 51			
	名称	熱海市 日金町宅地造成計画			
	目的	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他( )			
	場所	熱海市 日金町			
	施行区域面積	2996.39 m <sup>2</sup>			
都市計画等	開発行為該当の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	観光商業集積区域 内・ <input checked="" type="checkbox"/>		
	用途地域等	□用途地域 (第一種中高層住居地域)	指定建ぺい率 40%		
		□その他の地域地区 (宅造規制区域) (第二種風致地区)	指定容積率 200%		
土地利用の現況と計画	現況(m <sup>2</sup> ) (%)	宅地 山林	公共施設用地 道 路 緑 地	その他	合計
	4079.31 (52.3%)	3720 (47.7%)	514.31 m <sup>2</sup> (17.17%)	983.24 m <sup>2</sup> (32.81%)	
	計画(m <sup>2</sup> ) (%)	宅地 1498.84 m <sup>2</sup> (50.02%)			2996.39 (100%)

20.7.28



種別	面積 m <sup>2</sup>	%	摘要
合計面積	2196.39	100.00	
宅地	1490.84	50.02	新規開発区画
宅内绿地	145.25	4.85	新規開発区画
道路	514.81	17.17	
構地歩道	314.70	10.59	
绿地	523.29	17.40	新規開発区画
			総面積 21.96%

区域			
		新規開発	
		緑地	
		宅内绿地	
		排水管	
		VU 6.2.0	
		配筋管 φ150	
		○ No.1~No.4	



土地利用計画図

地図名	新規開発区画
面積番号	
作成年月日	平成20年6月
縮尺	S=1:500

# 土地利用計画図

静岡県熱海市日金町  
縮尺=1/500

B地区

種別	面積m <sup>2</sup>	比率%	備考
宅地	1826.99	77.38	現況203.45m <sup>2</sup>
耕作地	404.41	17.13	
漁業水面	49.94	2.12	-
道路敷地	53.79	3.37	海浜リゾート
その他	2360.98	100.00	
計	401.87	17.02	現況203.45m <sup>2</sup>

C地区

種別	面積m <sup>2</sup>	比率%	備考
宅地	434.58	5.8	現況204.94m <sup>2</sup>
耕作地	444.56	14.88	
漁業水面	375.77	1.26	
道路敷地	110.70	3.5	海浜リゾート
その他	298.74	100.00	現況204.94m <sup>2</sup>
計	1253.00	43.45	現況204.94m <sup>2</sup>

A地区

種別	面積m <sup>2</sup>	比率%	備考
宅地	1018.00	86.17	現況203.60m <sup>2</sup>
耕作地	126.91	10.74	
漁業水面	36.53	3.10	1-3
その他	1181.45	100.00	
計	316.34	26.78	現況203.60m <sup>2</sup>

A地区

C地区

B地区

土地利用計画図  
測量名：熱海市日金町  
測量日：昭和21年3月15日  
1:500

## 開発登録簿

市町村名 热海市 番号 353

当 初 許 可	許可年月日	平成19年7月25日	承継承認番号	最新熟建建 第 2067-3 号		
	許可番号	熟建建 第 1962-3 号	承継承認年月日	平成20年10月7日		
	許可を受けた者の住所及び氏名		承継人の住所及び氏名			
	工事施工者の住所及び氏名		区域等	非線引都市計画区域 用途地域 ( 無指定 ) 他指定 ( 風致2種 )		
	開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 上多賀字平戸( )		面積 15,320.97 m <sup>2</sup>		
	予定建築物等の用途	専用住宅	工区	位 置	工区面積 m <sup>2</sup>	変更工区面積 m <sup>2</sup>
法41条の規定による制限の内容	該当なし	1			3,647.05	
予定工期	平成19年7月25日 から 平成20年7月31日 まで	2			8,729.03	
許可番号	熟建建 第 1965-5 号					
許可年月日	平成20年6月25日					
変更許可	変更の内容 開発区域の変更(15,320.97m <sup>2</sup> →12,376.08m <sup>2</sup> ) 造成計画の変更 工区の設定					
建築制限解除	許可番号	最新熟建建 第 号	熟建建 第 号	熟建建 第 号		
	許可年月日					
	建物概要					
	検査済証番号	最新熟建建 第 2063-1 号	熟建 第 号	熟建 第 号		
工事完了検査	検査済証年月日	平成20年6月30日				
	完了公告年月日	平成20年7月1日				
	摘要	第1工区完了(0.36ha)				
備考	他法令( 風致条例 農地法 道路法 )					

# 別 紙

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

## 熱海市【変更前】

上多賀字西ヶ洞

上多賀字寺ノ上

上多賀字平戸

## 【変更後】

上多賀字西ヶ洞

上多賀字西ヶ洞

上多賀字寺ノ上

上多賀字平戸

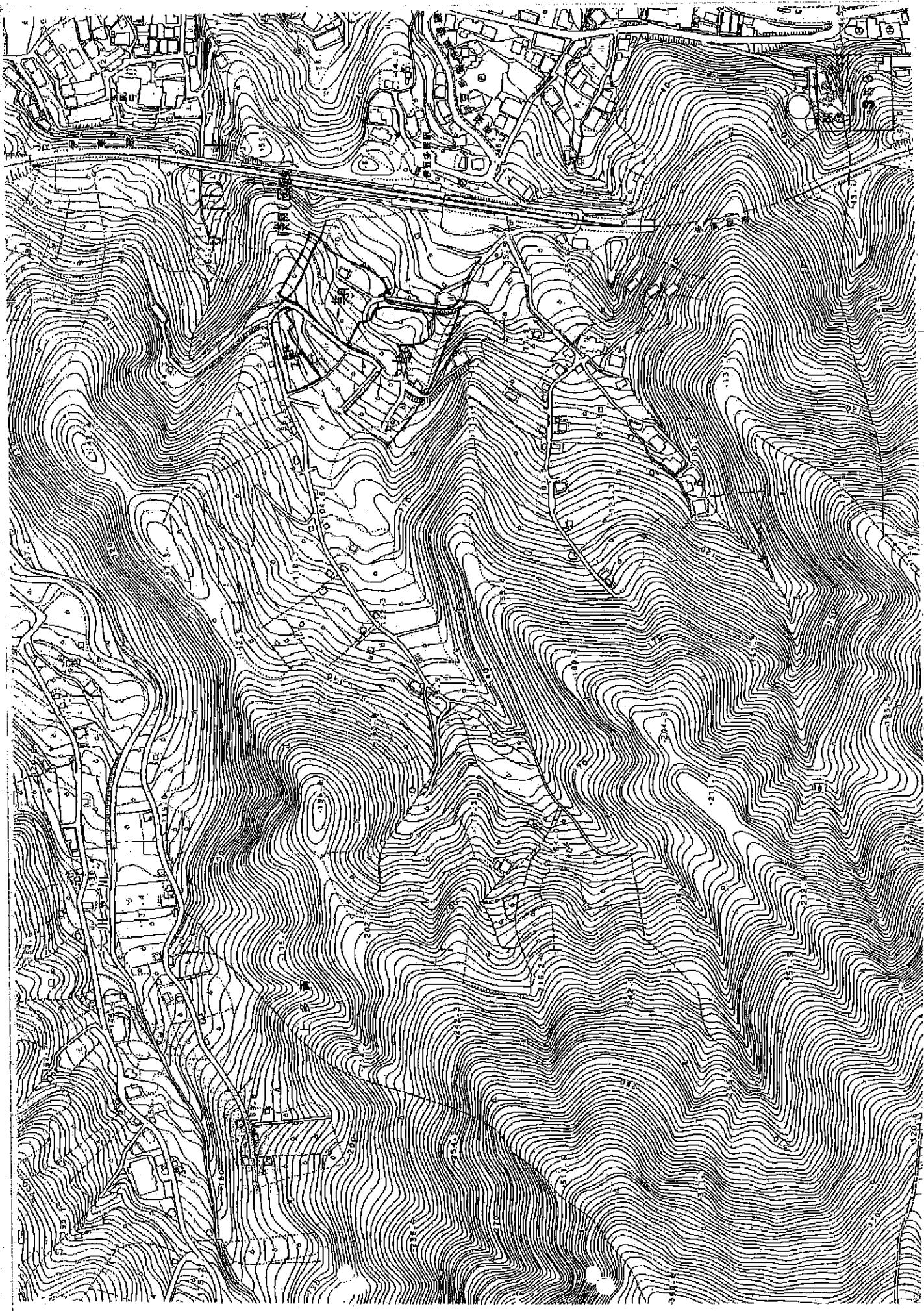
上多賀字平戸

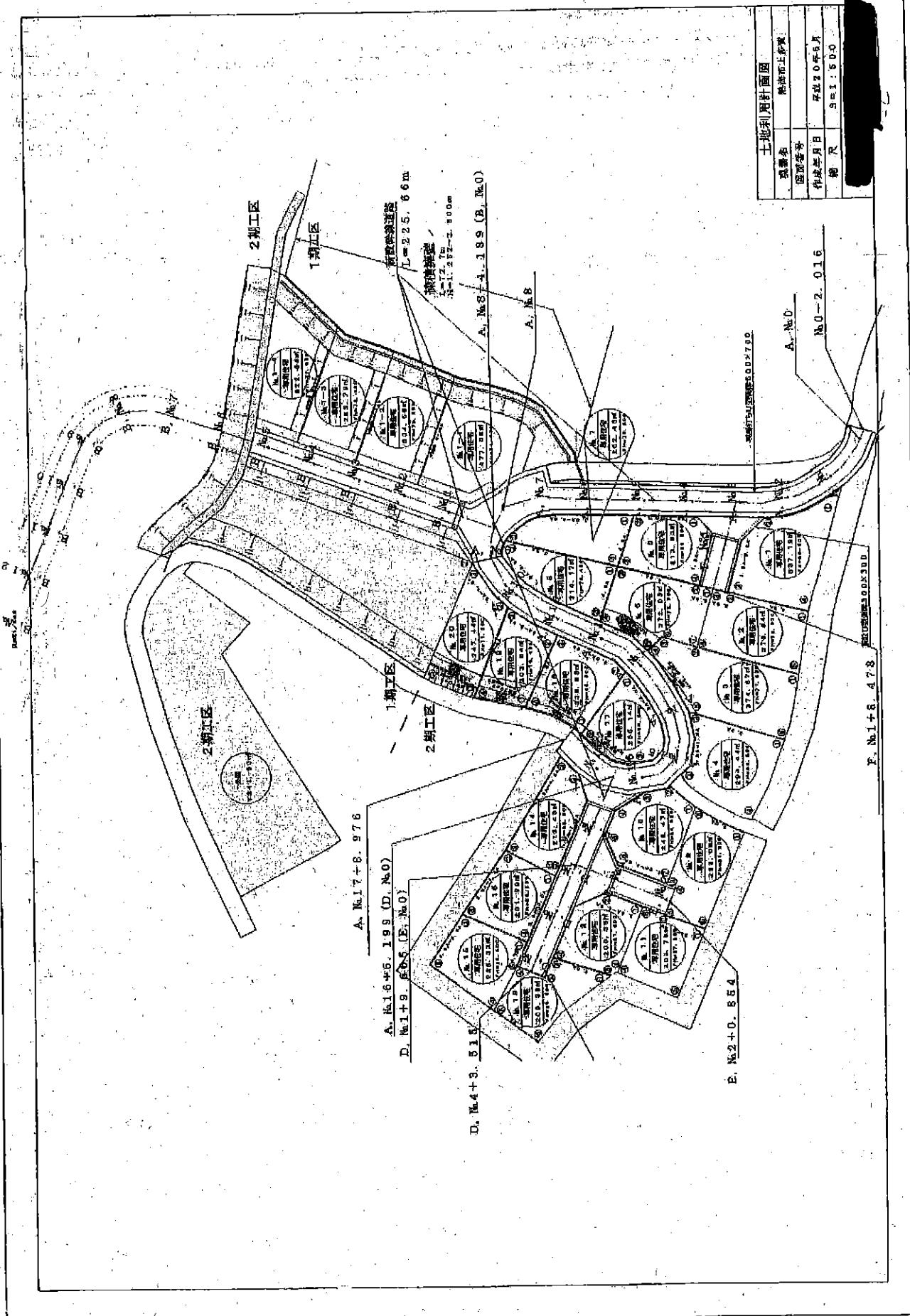
# 開発行為許可台帳

台帳番号	353	決裁別		廃棄年月		保管場所		
申請者	当初	氏名						
	住所							
	現在	氏名						
現在	住所				実質連絡者			
設計者	氏名				現			
	住所				在			
施工者	氏名	当				現		
	住所	初				在		
開発場所	当初	熱海市 上多賀字平戸 [REDACTED] (別紙参照)						
現在	熱海市							
地域地区	非線引	無指定	風致2種	多・網・初	法34条	該当なし	法41条	該当なし
目的	当初 宅地分譲			面積	現在 15,320.97 m <sup>2</sup>		総区画数	現在
用途	専用住宅							
施工状況								
現 地 予 備 審 査				当 初 許 可			手数料	390,000 円
受付年月日		総面積	m <sup>2</sup>	受付年月日	H19.5.7	総面積	15,320.97 m <sup>2</sup>	
通知年月日		農地面積	m <sup>2</sup>	許可年月日	H19.7.25	農地面積	m <sup>2</sup>	
通知番号		山林面積	m <sup>2</sup>	許可番号	1962-3	山林面積	m <sup>2</sup>	
調査年月日		土地利用		不許可年月日		確定農地	m <sup>2</sup>	
不備通知		土木審査		取下年月日		確定山林	m <sup>2</sup>	
用途の別	その他の 1.0ha~3.0ha		工事費	予算	千円	確定	千円	
予定期			又は H19.7.25	から H20.7.31	まで	他法令	風致条例 農地法	
着手届	受付	着手	完了予定			道路法		
工 期 変更届	受付年月日	工期	受付年月日			工期		
	受付年月日	工期	受付年月日			工期		
	受付年月日	工期	受付年月日			工期		
承 繼 届	受付年月日		理由		内容			
	受付年月日		理由		内容			
承 継 承 認	承認年月日	番号	被承継人住所			被承継人氏名		
	最新	H20.10.7	2067-3	[REDACTED]			[REDACTED]	
	1							
	2							
	3							
	4							
手数料	最 新	円 1	円 2	円 3	円 4	円		

## 開發行為許可台帳

変更許可	最新受付年月日	H19.11.8		変更事項 開発区域の変更(15,320.97m <sup>2</sup> →12,376.08m <sup>2</sup> ) 造成計画の変更 工区の設定	総面積	m <sup>2</sup>		
	許可年月日	H20.6.25			総区画数	区画		
	許可番号	1965-6			手数料	円		
建築制限解除	1受付年月日			変更事項	総面積	m <sup>2</sup>		
	2許可年月日				総区画数	区画		
	3許可番号				手数料	円		
工区分	受付年月日			変更事項	総面積	m <sup>2</sup>		
	許可年月日				総区画数	区画		
	許可番号				手数料	円		
建物概要								
	受付年月日	許可年月日	許可番号					
最新								
	1							
	2							
3								
完了届	位置	面積m <sup>2</sup>	変更面積m <sup>2</sup>	備考	位置	面積m <sup>2</sup>	変更面積m <sup>2</sup>	備考
	1	1	3,647.05		4			
	2	2	8,729.03		5			
3				6				
完了届		検査済証		公報登載		廃止届	適合証明	
受付年月日	発行年月日	番号	年月日	番号	受理年月日	年月日	部数	
最新	H20.6.26	H20.6.30	2063-1	H20.7.1				
1								
2								
3								
4								
5								
予定外建築物許可	受付年月日	許可年月日	番号	建築物等の用途、規模、構造、棟数				
	最新							
	1							
2								
3								
最新			円 1					円
2			円 3					円
現名称								
備考								相談の有無





地図番号  
測量年月  
縮尺

363

## 開発登録簿

市町村名 熱海市 番号 358

当 初 許 可	許可年月日	平成20年6月24日	承継承認番号	最新 熟達まち 第 2067-4 号		
	許可番号	熟達まち 第 2062-4 号	承継承認年月日	平成20年10月7日		
	許可を受 けた者の 住所及び 氏 名		承継人の 住所及び 氏 名			
	工事施工 者の住所 及び氏名		区域 地域 等	非線引都市計画区域		
	未定			用途地域 ( 無指定 )		
	開発区域に 含まれる地 域及び面積	熱海市 上多賀字西ヶ洞		面積 3,940.17 m <sup>2</sup>		
予定建築物 等の用途	専用住宅	工区	位 置	工区面積 m <sup>2</sup>	変更工区面積 m <sup>2</sup>	
法41条の規定 による制限の 内容						
予定工期	平成20年7月1日 から 平成20年9月30日 まで					
許可番号	熟達まち 第 2065-3 号					
許可年月日	平成20年9月2日					
変 更 許 可	変更の内容	造成計画の変更 区画の変更 工事施工者の変更(未定から)				
	許可番号	最新 熟達まち 第 号				
	許可年月日					
建 築 制 限 解 除	建物概要					
	検査済証番号	最新 熟達まち 第 号	熟達まち 第 号	熟達まち 第 号		
	検査済証年月日					
	完了公告年月日					
	摘要					
備 考	他法令 ( 風致条例 )					

別紙

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市 上多賀字西ヶ洞 [REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

上多賀字西ヶ洞 [REDACTED]

上多賀字西ヶ洞 [REDACTED] (市道多賀  
駅山通線の一部)

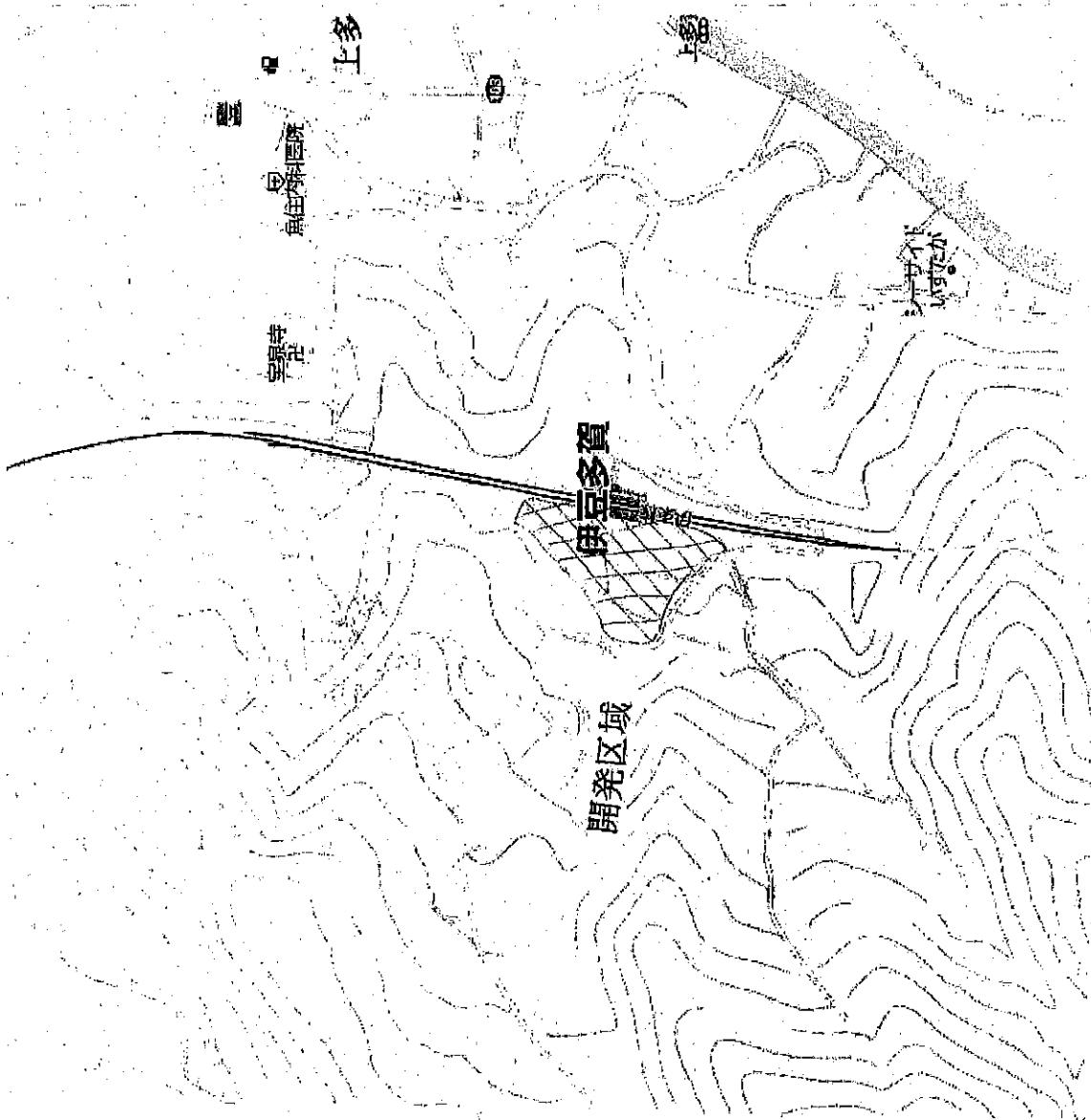
# 開発行為許可台帳

台帳番号	358	決裁別	廃棄年月	保管場所		
申請者	当初	氏名				
	住所					
	現在	氏名				
現在	住所					
設計者	現	氏名			実質連絡者	
施工者	在	住所	小田原市城山			
開発場所	当初	熱海市 上多賀字西ヶ洞				
現在	熱海市					
地域地区	非線引	無指定	風致2種	法34条	法41条	
目的	当初 宅地分譲		面積	現在 3,940.17 m <sup>2</sup>	総区画数 現在	
用途	専用住宅					
施工状況						
現 地 予 備 審 査			當 初 許 可		手数料 円	
受付年月日	総面積	m <sup>2</sup>	受付年月日	H20.6.20	総面積	3,940.17 m <sup>2</sup>
通知年月日	農地面積	m <sup>2</sup>	許可年月日	H20.6.24	農地面積	m <sup>2</sup>
通知番号	山林面積	m <sup>2</sup>	許可番号	2062-4	山林面積	m <sup>2</sup>
調査年月日	土地利用		不許可年月日		確定農地	m <sup>2</sup>
不備通知	土木審査		取下年月日		確定山林	m <sup>2</sup>
用途の別			工事費 予算	千円	確定	千円
予定工期			又は H20.7.1 から H20.9.30 まで	他法令	風致条例	
着手届	受付	着手	完了予定			
工 期 変更届	受付年月日		工期	受付年月日 工期		
	受付年月日		工期	受付年月日 工期		
	受付年月日		工期	受付年月日 工期		
承継届	受付年月日	理由	内容			
	受付年月日	理由	内容			
	承認年月日	番号	被承継人住所		被承継人氏名	
承継承認	最新	H20.10.7	2067-4			
	1					
	2					
	3					
	4					
手数料	最 第	円 1	円 2	円 3	円 4	円

# 開発行為許可台帳

変更許可	受付年月日	H20.7.9	変更事項	造成計画の変更 区画の変更 工事施工者の変更(未定から)	総面積 3,940.17 m <sup>2</sup>			
	許可年月日	H20.9.2		総区画数 8 区画				
	許可番号	2065-3		手数料 19,000 円				
	受付年月日			総面積 m <sup>2</sup>				
1	許可年月日		変更事項	総区画数 区画				
	許可番号			手数料 円				
	受付年月日			総面積 m <sup>2</sup>				
2	許可年月日		変更事項	総区画数 区画				
	許可番号			手数料 円				
	受付年月日			総面積 m <sup>2</sup>				
3	許可年月日		変更事項	総区画数 区画				
	許可番号			手数料 円				
	受付年月日	許可年月日	許可番号	建 物 概 要				
建築制限解除								
工区	位置	面 積 m <sup>2</sup>	変更面積 m <sup>2</sup>	備 考	位置	面 積 m <sup>2</sup>	変更面積 m <sup>2</sup>	備 考
	1				4			
	2				5			
	3				6			
完了届	受付年月日	検査済証	公報登載	廃止届	適合証明			
	発行年月日	番 号	年 月 日	番 号	受理年月日	年 月 日	部 数	
予定外建築物許可	受付年月日	許可年月日	番 号	建築物等の用途、規模、構造、棟数				
現名称								
	備考	宅地造成規制法による検査済証発行後3,000m <sup>2</sup> を超えたため開発許可となった。						相談の有無

卷之四



土地利用計画図	
現場名	高遠市上多賀
図面番号	
作成年月日	平成20年7月
縮尺	S = 1:500

開発許可  
申請書  
358

種別	面積 <sup>4</sup> m <sup>2</sup>	%	摘要
開発面積	3940.17	100.00	
道路	702.79	17.84	
宅地	1925.47	48.86	
緑地	1311.91	33.30	

\*面積計算はC-A-D上での測量による。

CH=77.87